

第8回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

会社の新株予約権等に関する事項

連結注記表

個別注記表

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	第3回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議日	2019年1月24日	2021年12月9日
当社役員の保有状況		
新株予約権の数	26,109個	2,200個
保有人数		
取締役（社外取締役を除く）	1名	1名（注）1
社外取締役	－	－
新株予約権の目的である株式の種類及び数（注）3	普通株式 2,610,900株 （新株予約権1個につき100株）	普通株式 220,000個 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）3	1個につき 29,100円 （1株当たり 291円）	1個当たり 86,200円 （1株当たり 862円）
新株予約権の行使期間	2019年2月1日から 2026年7月31日まで（注）4	2023年12月17日から 2028年12月9日まで
新株予約権の主な行使条件	（注）5	（注）5

名称	第7回（その2）新株予約権	第7回（その3）新株予約権
発行決議日	2022年1月4日	2022年1月17日
当社役員の保有状況		
新株予約権の数	200個	200個
保有人数		
取締役（社外取締役を除く）	1名（注）1	－
社外取締役	－	2名（注）2
新株予約権の目的である株式の種類及び数（注）3	普通株式 20,000株 （新株予約権1個につき100株）	普通株式 20,000個 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）3	1個につき 86,200円 （1株当たり 862円）	1個当たり 86,200円 （1株当たり 862円）
新株予約権の行使期間	2024年1月6日から 2028年12月9日まで	2024年1月25日から 2028年12月9日まで
新株予約権の主な行使条件	（注）5	（注）5

名称	第9回新株予約権
発行決議日	2024年1月16日
当社役員の保有状況	
新株予約権の数	100個
保有人数	
取締役（社外取締役を除く）	－
社外取締役	1名
新株予約権の目的である株式の 種類及び数	普通株式 10,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使に際して出資さ れる財産の価額	1個につき 100,000円 （1株当たり 1,000円）
新株予約権の行使期間	2026年1月24日から 2031年1月5日まで
新株予約権の主な行使条件	（注）5

- (注) 1. 当社取締役1名が保有している第7回新株予約権及び第7回（その2）新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
2. 当社社外取締役2名が保有している第7回（その3）新株予約権は、社外取締役就任前に付与されたものであります。
3. 2022年2月14日開催の取締役会決議により、2022年3月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（1株当たり金額）」が調整されています。
4. 2022年10月14日開催の取締役会決議及び2022年10月31日開催の臨時株主総会決議に基づき、本新株予約権の行使期間の延長を承認しております。
5. 新株予約権の行使の条件は、下記の通りであります。
- (1) 本新株予約権の行使は、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に下記①又は②に定める取得事由のいずれもが発生していないことを条件とする。但し、当社の取締役会が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ① （i）当社が消滅会社となる合併についての合併契約、（ii）当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画（但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。）、（iii）当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、（iv）当社が完全子会社となる株式移転計画、（v）本新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、（vi）本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当社が、当該種類の株式に係る単元株式数を定款に定めている場合にあつては、当該単元株式数に株式併合の割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）、又は（vii）特別支配株主による株式売渡請求が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ② 当社と本新株予約権者の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (3) その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と権利者との間で締結する契約に定めるところによる。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結計算書類の作成基準

当社およびその子会社（以下「当社グループ」という）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	6社
	株式会社アストロスケール
	Astroscale Singapore Pte. Ltd.
主要な会社名	Astroscale Ltd
	Astroscale U.S. Inc.
	Astroscale Israel Ltd.
	Astroscale France SAS

3. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産の評価基準及び評価方法

① デリバティブを除く金融資産

(a) 当初認識及び測定

契約資産は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき履行義務を充足した時点で当初認識し、対価に対する無条件の権利を獲得した時点で営業債権に振り替えております。その他の金融資産は、当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。金融資産は、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産と公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(i) 償却原価で測定する金融資産

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類し、それ以外の場合には公正価値で測定する金融資産へ分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャ

キャッシュ・フローが特定の日に生じる。

(ii) 公正価値で測定する金融資産

・ 負債性金融資産

負債性金融資産のうち、次の条件がともに満たされる場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しており、それ以外の場合には純損益を通じて公正価値で測定する金融資産へ分類しております。

- 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

・ 資本性金融資産

資本性金融資産のうち、売買目的で保有されるものを除いては、事後の公正価値の変動を純損益を通じて測定するか、その他の包括利益を通じて測定するかを当初認識時に指定し、当該指定を継続的に適用しております。売買目的で保有される資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産へ分類しております。

(b) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて次の通りに測定しております。

(i) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しております。

(ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、減損利得又は減損損失、実効金利法を用いて算出した金利及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識を中止する場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えております。

・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に係る公正価値の変

動額は、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識を中止する場合、又は公正価値が著しく下落した場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振り替えております。

(iii) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

(c) 金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識することとしております。又、各決算日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

信用リスクが著しく増加しているか否かは、金融資産が当初認識以降に債務不履行となるリスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行が発生するリスクに変化があるかどうかの判断にあたっては、期日経過情報のほか、取引先の業績等悪化による財政困難など、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定し、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産については常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。金融商品の予想信用損失は、次のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、決算日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

金融資産が信用減損金融資産であるかどうかは、債務者による支払不履行又は支払期日の経過、当社グループが債務者に対してそのような状況でなければ実施しなかったであろう条件で行った債権の回収期限の延長、債務者又は発行企業が破産する兆候等により判断しております。なお、金融資産は、法的に請求権が消滅する等、契約上のキャッ

シュ・フローの全部又は一部を回収することが合理的に見込まれない場合には直接償却しております。

(d) 認識の中止

当社グループは、以下の場合に、金融資産の認識を中止しております。

- ・金融資産からのキャッシュ・フローを受領する契約上の権利が消滅した場合
- ・金融資産からのキャッシュ・フローを受領する契約上の権利を譲渡したか、又は「パス・スルー契約」に基づき、受領したキャッシュ・フローの全てを重大な遅滞なく第三者に対して引き渡す義務を負っており、かつ、以下のいずれかを満たす場合
 - (a) 当社グループが当該資産のリスクと経済価値のほとんど全てを移転した場合
 - (b) 当社グループは当該資産のリスクと経済価値のほとんど全てを移転も保持もしていないが、資産に対する支配を移転している場合

② デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、デリバティブ取引は為替変動リスク等をヘッジする目的でのみ行うこととしており、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

デリバティブは、契約が締結された日の公正価値で当初認識され、関連する取引費用を発生時に純損益として認識しております。当初認識後は、公正価値で再測定し、公正価値の変動額を純損益として認識しております。当社グループにおいては、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引はありません。

(2) 有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却又は償却の方法

① 有形固定資産（使用権資産を除く）

有形固定資産の取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入費用を含めております。有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

土地及び建設仮勘定を除き、各資産の残存価額控除後の取得原価は、それぞれの見積耐用年数にわたり定額法で減価償却を行っております。

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は各連結会計年度末に見直し、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として見積りを変更した期間及び将来の期間において適用

しております。

主要な資産の見積耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物	4～20年
機械装置、工具器具及び備品	2～15年

② のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、取得対価、被取得企業の非支配持分及び取得企業が以前より保有していた被取得企業の持分の支配獲得日における公正価値の合計が、取得日における識別可能資産及び負債の正味の金額を上回る場合に、その超過額をのれんとして認識しております。反対に下回る場合には、直ちに純損益として認識しております。発生した取得関連費用は純損益として認識しております。当初認識後ののれんについては償却を行わず、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位又は資金生成単位グループに配分し、のれんが配分された資金生成単位又は資金生成単位グループは、各連結会計年度の一定の時期、及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。なお、のれんの減損損失に関しては、減損を行った場合は純損益として認識されますが、その後における当該損失の戻入は行っておりません。

③ 無形資産（使用権資産を除く）

無形資産は原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

(a) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

(b) 企業結合により取得した無形資産

企業結合により取得した無形資産は、当該無形資産の取得原価を取得日現在の公正価値で測定しております。これには技術関連資産及び顧客関連資産が含まれます。

・技術関連資産

被取得企業の企業結合時点において既に開発済みの技術などから期待される将来の超過収益力を反映したものを技術関連資産として認識しております。

・顧客関連資産

被取得企業の企業結合時点において存在した顧客から期待される将来の超過収益力を反映したものを顧客関連資産として認識しております。

(c) 自己創設無形資産及び研究開発費

研究とは、新規の科学的又は技術的な知識及び理解を得る目的で実施される基礎的及び計画的調査をいい、開発とは、商業生産又は使用の開始以前における、新規の又は大幅に改良された材料、装置、製品、工程、システム又はサービスによる生産のための計画又は設計に対する研究成果又は他の知識の応用をいいます。当社グループでは、研究から生じた支出は発生時に純損益で認識しております。開発における支出は、次の全てを立証できる場合にのみ資産計上し、それ以外の場合は発生時に純損益で認識しております。

- ・使用又は売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- ・無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図
- ・無形資産を使用又は売却できる能力
- ・無形資産が可能性の高い将来の経済的便益を創出する方法
- ・無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- ・開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

耐用年数を確定できる無形資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。耐用年数を確定できる無形資産の見積耐用年数及び償却方法は各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として見積りを変更した期間及び将来の期間において適用しております。

主要な無形資産の見積耐用年数は次の通りであります。

ソフトウェア	3～5年
技術関連資産	13～16年

④ リース

当社グループは、契約時点において当該契約がリース又はリースを含んだものであるかを判定しております。リース資産の使用期間全体を通じて、当社グループが、特定された

資産の使用からの経済的便益のほとんど全てを得る権利と特定された資産の使用を指図する権利の両方を有している場合、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判断しております。

リース期間は、解約不能なリース期間に、リース契約を延長又は解約するオプションの対象期間を加えた期間としております。当該オプションの対象期間は、当社グループが延長オプションを行使すること又は解約オプションを行使しないことが合理的に確実である場合にのみ、解約不能期間に加えております。

当社グループは、リース開始日において、リース契約に係る使用権資産及びリース負債を認識しております。使用権資産は、リース負債の当初測定金額に、リース開始日以前に支払ったリース料を加え、受け取ったリース・インセンティブを控除し、発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されているリース資産の解体及び除去、リース資産の敷地の原状回復又はリース資産の原状回復の際に生じるコストの見積りを加算して算定しております。リース負債は、リース開始日における未払リース料の現在価値で測定しております。現在価値の測定にあたっては、通常、当社グループの追加借入利率を使用しております。

使用権資産は、リース開始日から、使用権資産の耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定期的に減価償却しております。

リース契約の更新などリース期間に変更があった場合、変更後のリース期間に基づいてリース負債を再測定し、当該再測定による変動額を使用権資産の修正として認識しております。

又、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産のリースについて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しており、これらのリースに係るリース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

⑤ 非金融資産の減損

当社グループは、各決算日において非金融資産(棚卸資産及び繰延税金資産を除く)についての減損の兆候の有無の判定を行い、減損の兆候が存在する場合には、減損テストを実施しております。ただし、のれんについては、各連結会計年度の一定の時期及び減損の兆候を識別した時に減損テストを実施しております。

減損テストでは、回収可能価額を見積り、帳簿価額と回収可能価額の比較を行っております。資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額は、使用価値と処分

コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額で算定しております。

減損テストの結果、資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合には減損損失を認識しております。のれんを含む資金生成単位の減損損失の認識にあたっては、まず、その単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

決算日において、のれんを除く資産について、過去の期間に認識した減損損失の減少または消滅を示す兆候の有無を評価しており、減損損失の戻入は、その兆候が存在し、回収可能価額の見積りを行った結果、回収可能価額が帳簿価額を上回る場合に行っております。戻入金額は、戻入が発生した時点まで減価償却又は償却を続けた場合における帳簿価額を上限としております。なお、のれんに係る減損損失の戻入は行っておりません。

(3) 引当金の計上基準

当社グループは、過去の事象の結果として、当社グループが法的債務又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に引当金を認識しております。

引当金の貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

① 受注損失引当金

当社グループが受注するプロジェクトのうち、見積総原価が見積総収益を超過する可能性が高いものについて、損失見込額を計上しております。

② 資産除去債務

使用する事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に対して、当該義務を履行する際に必要と見込まれる金額について、資産除去債務として計上しております。

(4) 収益認識

当社グループは、次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：別個の履行義務へ取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務の充足時又は充足するにつれて、収益を認識する。

当社グループは、デブリ除去等の軌道上サービスに関する技術の研究開発及び宇宙空間における実証を行っており、合意された研究開発あるいは実証に関する成果物の提供を履行義務として識別しております。当社グループが提供する軌道上サービスに関連するプロジェクトについては、契約開始時点において、一定の期間にわたり充足される履行義務かどうかを判断し、当該履行義務に該当しないと判断されるものについては、一時点で充足する履行義務としています。

一定期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の完全な充足に向けた進捗度を合理的に測定できる場合には、進捗度の測定に基づいて収益を認識しております。進捗度の測定は、コストの発生がプロジェクトの進捗を適切に表すものと判断していることから、発生したコストに基づいたインプット法などにより行っています。進捗度を合理的に測定できない場合には、履行義務の結果を合理的に測定できるようになるまで発生した原価のうち、回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として認識しております。

一時点で充足する履行義務については、サービスの提供を完了した時点において収益を認識しております。

顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する権利のうち、時の経過以外の条件付きの権利がある場合には、契約資産として計上しております。又、財又はサービスを顧客に移転する前に、顧客から対価を受け取っている又は対価の支払期限が到来しているものについては、契約負債として計上しております。

長期の前払い、後払い等、ある取引が実質的に重大な金融要素（資金提供の重大な便益が提供されている）を含む場合、売上収益は実効金利を用いて現在価値で測定しますが、契約開始時点で財又はサービスを顧客に移転する時点と、顧客が支払いを行う時点との間が1年以内であると見込まれる場合、重大な金融要素の影響について対価の調整は実施しておりません。

(5) 政府補助金

政府補助金は、その交付のための付帯条件を満たし、かつ補助金を受領するという合理的な保証が得られた時点で公正価値で認識しています。発生した費用に対する補助金は、当該

費用の発生と同じ期間に収益として認識しています。資産の取得に対する補助金は、繰延収益として認識し、関連資産の見積耐用年数にわたり規則的に純損益として認識しています。

(6) 外貨換算の方法

① 外貨建取引

外貨建取引については、取引日における直物為替レートにより機能通貨に換算しております。決算日における外貨建貨幣性項目は決算日の為替レートを用いて機能通貨に換算し、外貨建非貨幣性項目は取得原価で測定しているものは取引日の為替レート、公正価値で測定しているものは、公正価値を算定した日の為替レートを用いて機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、発生した期間の純損益として認識しております。

② 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債は、決算日の為替レートで、収益、費用及びキャッシュ・フローは、期中平均為替レートで、それぞれ日本円に換算しております。換算から発生した為替換算差額は連結包括利益計算書の「その他の包括利益」で認識し、為替換算差額の累積額は連結財政状態計算書の「その他の資本の構成要素」に計上しております。在外営業活動体の処分時には、当該在外営業活動体に関連するその他の包括利益の累計額を純損益に振り替えております。

(7) 法人所得税

当期税金及び繰延税金は、企業結合に関連するもの、及びその他の包括利益又は直接資本の部で認識される項目を除き、連結損益計算書上で法人所得税費用として表示しております。その他の包括利益に認識される項目に関する当期税金及び繰延税金は、その他の包括利益として認識しております。

① 当期税金

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる純損益を稼得する国において、決算日までに制定又は実質的に制定されたものであります。

② 繰延税金

繰延税金は、決算日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識し、繰延税金負債は、原則として、将来加算一時差異について認識しております。

なお、次の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を認識しておりません。

- ・ のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・ 会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えず、かつ、同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引(企業結合取引を除く)によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・ 子会社、関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに對する持分に係る将来加算一時差異について、解消する時期をコントロールでき、かつ、予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに對する持分に係る将来減算一時差異のうち、予測可能な将来に当該一時差異が解消する可能性が高くない場合又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高くない場合

繰延税金資産及び負債は、決算日までに制定又は実質的に制定されている法定税率(及び税法)に基づいて、資産が実現される又は負債が決済される期に適用されると予想される税率(及び税法)によって測定しております。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、当期税金資産及び当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ次のいずれかの場合に相殺しております。

- ・ 法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合
- ・ 異なる納税主体に課されているものの、これらの納税主体が当期税金資産及び当期税金負債を純額ベースで決済することを意図している、若しくは当期税金資産を実現させると同時に当期税金負債を決済することを意図している場合

繰延税金資産の帳簿価額は決算日において再検討しております。一部又は全部の繰延税金資産の便益を実現させるだけの十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった場合、繰延税金資産の帳簿価額をその範囲で減額しております。又、当該評価減額は、十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった範囲で戻し入れております。

【会計上の見積りに関する注記】

当社グループは、連結計算書類の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いております。これらの見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかしながら、その性質上、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しております。

連結計算書類で認識する金額に重要な影響を与える見積り及び仮定は、次の通りであります。

(1) 非金融資産の減損

① 当年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	11,063,327 千円
無形資産	1,822,633 千円
のれん	496,475 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、非金融資産(棚卸資産及び繰延税金資産を除く)について、回収可能価額が帳簿価額を下回る兆候が存在する場合には減損テストを実施しております。ただし、のれんについては、各連結会計年度の一定の時期及び減損の兆候を識別した時に減損テストを実施しております。

減損テストは、資産の帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には減損損失を計上することとなります。回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額で算定しております。使用価値は主に割引キャッシュ・フロー・モデルにより算定しており、算定に際しては、資産の耐用年数や将来のキャッシュ・フロー、資産の耐用年数の終了時点において生じる正味キャッシュ・フロー、割引率、長期成長率等について一定の仮定を設定しております。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

ります。

(2) 受注損失引当金

① 当年度の連結計算書類に計上した金額

受注損失引当金（流動）	796,273 千円
受注損失引当金（非流動）	1,685,983 千円
受注損失引当金繰入額	－ 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループが受注するプロジェクトについて、見積総原価が見積総収益を超過する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を受注損失引当金として計上し、引当金の変動額については連結損益計算書の売上原価に計上しております。当社グループにおいては、プロジェクトの開始時点において最善の見積を行い、プロジェクトに対する見積総原価及び見積総収益を算定しておりますが、原価総額の見積りは、プロジェクトに対する専門的な知識と経験に基づく一定の仮定を伴い、またプロジェクトの状況に応じて、契約金額の変更や追加コストの発生等によって当初見積りの修正が発生した場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 収益認識

① 当年度の連結計算書類に計上した金額

「収益認識に関する注記」に記載しております。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループが認識する売上収益に係る履行義務は、その多くが一定の期間にわたり充足される履行義務と判断しております。一定期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の完全な充足に向けた進捗度を合理的に測定できる場合には、その取引の成果について信頼性をもった見積りを行ったうえで、進捗度に応じて収益を計上し、進捗度を合理的に測定できない場合には、進捗度を合理的に測定できるようになるまでに発生した原価のうち、回収可能性が高いと判断される部分と同額を売上収益として認識しております。

当社グループにおける進捗度の測定は、発生したコストに基づいたインプット法などによ

り行っています。そのため、一定期間にわたり充足される履行義務に関する売上収益の認識方法は、契約における取引開始日から履行義務を完全に充足するまでに予想されるインプットの合計を合理的に見積もることが出来るかの判断に基づき決定しており、その判断が連結計算書類において認識する売上収益の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、進捗度に応じて売上収益を計上している場合において、これらの見積り及びその基礎となる仮定に変更があった場合には、その影響額を信頼性をもって見積ることが可能となった連結会計年度に認識しております。プロジェクトの状況に応じて、契約金額の変更や追加コストの発生等によって当初見積りの修正が発生した場合、連結計算書類において認識する売上収益の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【連結財政状態計算書に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額

3,198,083 千円

2. 担保資産

担保に供している資産

その他の金融資産

320,000 千円

(注) 当社グループが実施するプロジェクトにおいて前払を受けた金額について、上記の額を限度とした債務保証を受けております。

【連結損益計算書に関する注記】

1. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

7,533,569 千円

【連結持分変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(1) 発行済株式

普通株式 135,905,600株

(2) 自己株式

該当事項はありません。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

3. 連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 8,514,400株

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループは、事業の競争力を維持・強化することによる持続的な成長を実現し、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしており、財務体質の強化及び中長期的な業績の向上のための積極的な事業展開に備えるため、適正な水準まで内部留保を充実させることを目指しております。

(2) 財務上のリスク管理方針

経営活動を行う過程において、常に財務上のリスクが発生します。当社グループは、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。リスク発生要因の根本からの発生を防止し、回避できないリスクについてはその低減を図るようにしております。

当社グループにおいては、事業活動における資金需要に基づき、主に株式の発行及び金融機関からの借入によって資金を調達しております。一時的な余剰資金については、事業活動に必要な流動性を確保のうえ、安全性の高い金融資産にて運用しております。デリバティブ取引については、ヘッジを目的として利用する場合がありますが、投機目的及びトレーディング目的では行っておりません。

① 信用リスク管理

当社グループの営業活動から生ずる営業債権及び契約資産は、顧客の業種や規模に応じた信用リスクに晒されております。当社グループにおいては、取引先ごとに債権の期日管理及び残高管理を行うとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。当社グループにおいては、前連結会計年度及び当連結会計年度の売上収益は少数の企業及び組織に集中しているものの、関連する取引先ごとの債権額は当社グループの財政状態からみて多額なものではなく、特段の管理を要する信用リスクの過度の集中はないと考えております。

連結計算書類に表示されている金融資産の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。

② 金利リスク管理

当社グループは、金融機関からの借入及びリース取引による利付負債を有しております。金融機関からの借入には固定金利のものと変動金利のものとがあり、変動金利のものは市場金利の変動による金利リスクに晒されております。当社グループは、このリスクについて、

固定金利と変動金利の借入金の適切な組み合わせ、及び自己資本による資金調達と借入による資金調達の適切な組み合わせを図ることにより、リスクの軽減を図っております。

なお、リース取引による利付負債については、当該リース取引に関する支払額は固定されており、金利変動リスクに晒されておられません。

③ 流動性リスク管理

当社グループは、キャッシュ・フローの予算及び実績の分析を通じてグループ各社を含めた資金需要を把握し、流動性リスクを管理しております。必要となる流動性については、主に株式発行による資金調達及び金融機関からの借入によって確保しております。

④ 為替リスク管理

当社グループは、機能通貨以外の通貨建ての債権債務及びキャッシュ・フローについて、外国為替相場の変動リスクに晒されております。当該外国為替相場の変動リスクを低減するために、必要に応じて、為替予約取引等の取引を利用することとしております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 公正価値の測定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、以下の通り決定しております。金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いております。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割り引く方法、又はその他の適切な評価方法により見積っております。

(a) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物に含まれる短期投資については、満期までの期間が短期であるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額であります。

(b) 営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務

当社グループの債権債務は、主として短期間で決済される金融商品であるため帳簿価額と公正価値がほぼ同額であります。

(c) 借入金

短期借入金は、短期間で決済される金融商品であるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額であります。長期借入金は、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で元利金の合計額を割り引く方法により算定しており、レベル2に分類しております。

(2) 公正価値ヒエラルキー

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。なお、各レベル間の振替はありません。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：重要な観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

当連結会計年度末の帳簿価額と公正価値は、次の通りであります。なお、帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品及びリース負債については含めておりません。

(単位：千円)

	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融負債 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	2,275,090	—	2,257,023	—	2,257,023

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との収益から生じる収益を分解した情報

製品及びサービスごとの外部顧客からの売上収益は、次の通りであります。

受託収益（注1）	5,910,747 千円
その他の売上収益（注2）	29,867 千円
合計	5,940,615 千円

（注）1. 受託収益には、当社グループが開発する軌道上サービスに関連する研究開発プロジェクト及び実証プロジェクトにより獲得した収益が含まれております。

2. その他の売上収益には、ロゴマーク掲載等のスポンサーシップによる収益等が含まれております。

外部顧客からの売上収益の地域別内訳は、次の通りであります。

日本	3,611,998 千円
英国	2,059,247 千円
米国	227,244 千円
フランス	42,125 千円
合計	5,940,615 千円

（注）売上収益は外部顧客に対してサービスを提供している会社の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項 (4)収益認識」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

	期首残高	期末残高
契約資産	853,007 千円	2,507,369 千円
契約負債	5,379,596 千円	4,738,744 千円

- (注) 1. 契約資産は、一定期間にわたり充足される履行義務に関して認識した売上収益に対応する未請求の売掛金であり、顧客による検収等により当社グループが対価に対する権利を取得した時点において営業債権へ振り替えられます。契約資産は、連結財政状態計算書において流動資産の部に記載しております。当連結会計年度末においては、当社が受託したプロジェクトに関して履行義務の充足に伴う収益を計上し、対価に対する未確定の権利が増加したことにより、契約資産の残高が増加しております。
2. 契約負債は、契約に基づく履行に先だって受領した対価に関連するものであり、当社グループが契約に基づき履行した時点で収益に振り替えられます。契約負債は、連結財政状態計算書において流動負債の部に記載しております。当連結会計年度末においては、当連結会計年度においてプロジェクトの進捗に伴って収益として計上した額が受領した対価の額を上回ったことに伴い、契約負債の残高が減少しております。
3. 当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益はありません。
4. 当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は2,583,757千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、軌道上サービスに関する技術の研究開発及び実証に関する契約において、長期にわたり収益が認識される契約を有しており、当連結会計年度末において未充足の履行義務に配分した取引価格は以下の通りです。又、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 年内	10,957,431 千円
1 年超	7,762,804 千円
合計	18,720,236 千円

【1 株当たり情報に関する注記】

- | | |
|--------------------|---------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 56円35銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期損失（△） | △52円89銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

（第三者割当による新株式の発行及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行）

当社は、2026年5月19日開催の取締役会において、ヒューリック株式会社（以下「ヒューリック」という）に対し、第三者割当による新株式の発行を行うこと及び第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という）の発行を行うことを決議し、いずれも、2026年6月5日に払込が完了致しました。

（1）新株の発行の概要

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 募集方法 | 第三者割当 |
| ② 募集株式の種類及び数 | 普通株式 2,024,200株 |
| ③ 発行価格 | 1株につき1,729円 |
| ④ 発行価格の総額 | 3,499,841千円 |
| ⑤ 資本組入額 | 1株につき864.5円 |
| ⑥ 資本組入額の総額 | 1,749,920千円 |
| ⑦ 割当先 | ヒューリック株式会社 |
| ⑧ 資金の使途 | |

当社グループの軌道上サービス事業における、生産設備の拡大、既存設備の維持及び拡充、衛星の製造投資資金及び運転資金として充当する予定です。なお、当社グループの主たる事業運営は当社の連結子会社にて行われているものであるため、連結子会社への投融資を通じて充てる予定であります。

（2）本新株予約権付社債の発行の概要

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| ① 募集方法 | 第三者割当 |
| ② 発行価額 | 本社債の額面金額の100%(各本社債の額面金額 407,500千円) |
| ③ 発行価額の総額 | 16,300,000千円 |
| ④ 払込期日 | 2026年6月5日 |
| ⑤ 満期償還 | 2029年6月5日に社債額面金額の100%で償還する |
| ⑥ 繰上償還 | |

（a）130%コールオプションによる繰上償還

2028年6月5日以降、当社普通株式の終値が、30連続取引日のうち任意の20取引日にわたり当

該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、当社は、当該20連続取引日の末日から30日以内に本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）をした上で、残存する本社債（以下、「残存本社債」という。）の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値が発表されない日を含まない。

(b) クリーンアップ条項による繰上償還

本(b)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

(c) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記⑮(a)記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社はその選択により、いつでも、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記⑮(a)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記⑮(a)記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

(d) 組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、本新株予約権付社債の要項に従った承継会社等による新株予約権の交付ができない場合、又は承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して東京における14営業日以上前に通知（かかる通知は取り消すことができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額

の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする（但し、償還日が2029年5月23日（当日を含む。）以降、2029年6月5日（当日を除く。）までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。

「組織再編等」とは、当社の株主総会決議（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議）により（i）当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下、本項において同じ。）、（ii）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転若しくは承継される場合に限る。）、（iii）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転若しくは承継される場合に限る。）、（iv）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下、本項において同じ。）又は（v）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り付けられることとなるものが承認されることをいう。

(e) 上場廃止等による繰上償還

（i）金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下、本項において「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、（ii）当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、（iii）当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書又はその訂正届出書その他（以下、本項において「公開買付届出書等」という。）で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、（iv）公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知（かかる通知は取り消すことができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする（但し、償還日が2029年5月23日（当日を含む。）以降、2029年6月5日（当日を除く。）までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由（下記(f)に定義する。）を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本(e)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該60日間の最終日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知（かかる通知は取り消すことができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還

するものとする。

(f) スクイズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下、本項において「スクイズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイズアウト事由の発生日から14日以内に）通知（かかる通知は取り消すことができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における14営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記(d)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする（但し、償還日が2029年5月23日（当日を含む。）以降、2029年6月5日（当日を除く。）までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。））で繰上償還するものとする。

(g) 当社が上記(a)乃至(f)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない（但し、上記(c)において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。）。また、当社が上記(d)若しくは(f)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(f)(i)乃至(iv)記載の事由が発生した場合には、以後上記(a)乃至(c)に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。また、当社が上記(e)記載の償還義務及び上記(d)又は(f)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記(d)又は(f)の手続が適用されるものとする。

- | | |
|--|--|
| ⑦ 利率 | 本社債には利息は付さない。 |
| ⑧ 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 当社普通株式 7,382,246株
※上記株式数は、当初転換価額で転換された場合における最大交付株式数であります。 |
| ⑨ 本新株予約権の総数 | 40個 |
| ⑩ 本新株予約権の割当日 | 2026年6月5日 |
| ⑪ 本新株予約権の行使に際して払込むべき額 | |
| (a) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。 | |
| (b) 転換価額 | 2,208円 |
| (c) 転換価額の修正 | |
| 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整され | |

る。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数}}{\text{時価}} \times \frac{1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}}{1}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- ⑫ 本新株予約権の行使期間 2026年6月19日から2029年5月22日まで
- ⑬ 本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。
- ⑭ 本社債の担保又は保証 本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。
- ⑮ 財務上の特約

(a) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(b) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、(イ) 外債（以下に定義する。）に関する支払、(ロ) 外債に関する保証に基づく支払又は (ハ) 外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権（以下、本項において「担保権」と総称する。但し、以下に定義する「許可された担保権」を除く。）も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、あらかじめ又は同時に (a) かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を、受託会社の満足する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議（本新株予約権付社債の要項に定義される。）により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合又は (b) その他の担保若しくは保証を、受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「ノンリコース・プロジェクト・ファイナンス」とは、あらゆるプロジェクトの取得、建設又は開発に係る費用の全部又は一部のファイナンスであって、(i) これに関連して当社又は当社の主要子会社が設定する担保権が当該プロジェクトに係る資産のみに限定され、(ii) 当該ファイナンスを提供する者が、融資対象のプロジェクト及び当該プロジェクトから生じる収益

を、貸付金の返済に係る求償権の唯一の原資として限定することに明示的に同意しており、かつ（iii）当該ファイナンスに基づくいかなる者の債務不履行に関しても、当社又は当社の主要子会社に対するその他の求償権が存在しないものをいう。

本項において、「許可された担保権」とは、（i）ノンリコース・プロジェクト・ファイナンスに関連して設定された担保権、及び（ii）証券化（以下に定義する。）に関連して設定された担保権をいう。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券によって表章される現在又は将来の債務のうち、（i）外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建でその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ（ii）日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

本項において、「証券化」とは、既存又は将来の資産及び／又は収益の証券化であって、（i）それに関連して当社又は当社の主要子会社が設定する担保権が、証券化の対象となる資産及び／又は収益のみに限定され、（ii）当該証券化に参加する各当事者が、当該証券化された資産及び／又は収益を、貸付金の返済又はその他の債務の支払いに係る求償権の唯一の原資として限定することに明示的に同意しており、かつ（iii）証券化に基づくいかなる者の債務不履行に関しても、当社又は当社の主要子会社に対するその他の求償権が存在しないものをいう。

- ⑯ 資金使途
- 「第三者割当による新株式の発行及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行（1）新株の発行の概要 ⑧資金の使途」と同様であります。

（資本業務提携及び第三者割当増資による新株式の発行）

当社は、2026年5月19日開催の取締役会において、スカパーJSAT株式会社（以下「スカパーJSAT」という）との間で資本業務提携を行うこと及びスカパーJSATに対して第三者割当による新株式の発行を行うことを決議し、2026年6月5日に払込が完了いたしました。

（1）新株の発行の概要

① 募集方法	第三者割当
② 募集株式の種類及び数	普通株式 462,600株
③ 発行価格	1株につき1,729円
④ 発行価格の総額	799,835千円
⑤ 資本組入額	1株につき864.5円
⑥ 資本組入額の総額	399,917千円

- ⑦ 割当先 スカパーJSAT株式会社
「第三者割当による新株式の発行及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行 (1)新株の発行の概要 ⑧資金の使途」と同様であります。
- ⑧ 資金の使途

(2) 本資本業務提携の目的及び理由

本資本業務提携は、両社の持つリソース、ノウハウを結集し、軌道上サービス分野等における事業の強化、拡大ならびに新規事業創出を推進することを目的とするものであります。当社グループの軌道上サービス技術とスカパーJSATの豊富な運用経験を組み合わせることで、宇宙経済を牽引する、スケラブルかつ商業的に成立するソリューションの実現を期待しており、今回の出資は、世界的な宇宙企業間の協力関係を構築する重要な一歩と位置付けております。軌道上サービス分野における事業機会の創出を目的とした戦略的パートナーシップの一環として、海外子会社間の連携等も含めた協業の検討を推進いたします。

(海外一般募集による2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行)

当社は、2026年5月19日開催の取締役会において、海外一般募集による2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という）の発行を行うことを決議し、2026年6月5日に払込が完了致しました。

本新株予約権付社債の発行の概要

- ① 募集方法 Morgan Stanley & Co. International plcをアクティブ・ブックランナー兼共同主幹事引受会社、Mizuho International plcをパッシブ・ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社\の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集
- ② 発行価額 本社債の額面金額の100%(各本社債の額面金額 10,000千円)
- ③ 発行価額の総額 10,000,000千円
- ④ 払込期日 2026年6月5日
- ⑤ 満期償還 2029年6月5日に社債額面金額の100%で償還する
- ⑥ 繰上償還 「第三者割当による新株式の発行及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行 (2) 本新株予約権付社債の発行の概要 ⑥繰上償還」と同様であります。
- ⑦ 利率 本社債には利息は付さない
当社普通株式 4,528,985株
- ⑧ 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 ※上記株式数は、当初転換価額で転換された場合における最大交付株式数であります。

- ⑨ 本新株予約権の総数 1,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数
- ⑩ 本新株予約権の割当日 2026年6月5日
- ⑪ 本新株予約権の行使に際して払込むべき額

- (a) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものと
し、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- (b) 転換価額 2,208円
- (c) 転換価額の修正

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & & & & & \\ \text{転換価額} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行} & + & \frac{\text{発行又は} & \times & \text{1株当たりの} \\ \text{株式数} & & \text{転換価額} & & & & \text{処分株式数} & & \text{払込金額} \\ & & & & & & \text{時価} & & \\ & & & & & & \text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数} \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- ⑫ 本新株予約権の行使期間 2026年6月19日から2029年5月22日まで
- ⑬ 本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。
- ⑭ 本社債の担保又は保証 本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。
- ⑮ 財務上の特約 「第三者割当による新株式の発行及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行（2）本新株予約権付社債の発行の概要 ⑮財務上の特約」と同様であります。
- ⑯ 資金使途 「第三者割当による新株式の発行及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行（1）新株の発行の概要 ⑧資金の使途」と同様であります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次の通りであります。

附属設備 6年～18年

工具、器具及び備品 3年～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次の通りであります。

ソフトウェア 5年

商標権 10年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

債務保証損失引当金……………債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金……………関係会社に対する投資等に伴う損失に備えるため、関係会社に対する出資金額及び貸付金額等を超えて負担が見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社における収益は主にPR活動等によって獲得する収益であり、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理する方法によっております。

② 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社における収益は、主にPR活動等によって獲得する収益であり、当該事業に関する収益計上額は3,175千円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社に対する投融資の評価

① 計算書類に計上した金額

(資産の部)

関係会社株式 6,013,585千円

関係会社長期貸付金 34,350,380千円

貸倒引当金(流動) △2,917,572千円

貸倒引当金(固定) △26,243,647千円

(負債の部)

債務保証損失引当金 275,090千円

関係会社事業損失引当金 1,718,685千円

(営業外費用)

貸倒引当金繰入額 6,751,289千円

債務保証損失引当金繰入額 275,090千円

関係会社事業損失引当金繰入額 1,718,685千円

(特別損失)

関係会社株式評価損 397,862千円

貸倒損失 74,964千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、その実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、将来計画に基づき、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を実施しております。関係会社貸付金等については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金又は貸倒損失を計上しております。さらに、債務保証に係る損失に備えるため、将来の損失負担見込額を債務保証損失引当金として計上しております。また、関係会社の債務超過額から貸倒引当金及び債務保証損失引当金を控除して、関係会社事業損失引当金を計上しております。

実質価額の著しい低下や回復可能性、回収可能性の有無は、各関係会社の財政状態及び事業計画を基礎とした、将来キャッシュ・フローの見積りに依存しております。これらの仮定は、関係会社の財政状態の変化、将来の事業計画の見直し等により変動する可能性があり、見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	75,727千円
短期金銭債務	185,137千円

(2) 資産から直接控除した減価償却累計額

133,925千円

(3) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
販売費及び一般管理費	248,719千円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息	129,762千円
雑収入	3,739千円
支払利息	60,588千円
貸倒引当金繰入額	6,751,289千円
貸倒損失	74,964千円
債務保証損失引当金繰入額	275,090千円
関係会社事業損失引当金繰入額	1,718,685千円

(2) 減損損失

当社は以下の資産グループについて、減損損失を計上しました。

① 減損損失を認識した資産の概要

場所	用途	種類	金額(千円)
東京都墨田区	事業用資産	工具、器具及び備品	24,674
		ソフトウェア	25,272
		ソフトウェア仮勘定	9,648
		商標権	1,111
合計			60,707

② 減損損失の認識に至った経緯

当社が保有する事業用資産について、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、現段階では将来のキャッシュ・フローに不確実性が高いことからゼロとして評価し、減損損失を認識しております。

(3) 貸倒損失

当社子会社であるAstroscale France SASに対する債権に係るものです。

(4) 関係会社株式評価損

当社子会社であるAstroscale France SASの株式に係るものです。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、関係会社株式評価損、貸倒引当金繰入額、関係会社事業損失引当金繰入額及び繰越欠損金等であります。繰延税金負債の主な発生原因は外貨建長期貸付金の為替差益によるものであります。なお、当該繰延税金負債の解消時に税務上利用可能な繰越欠損金について417,745千円の繰延税金資産を計上していますが、当該部分を除き全額が評価性引当額となり、繰延税金資産として計上しておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社ア ストロスケ ール	所有 直接100%	資金の貸付 株式の取得 債務保証	資金の貸付 (注1)	1,500,000	関係会社 長期貸付金 (注2)	1,500,000
				資金の返済	1,405,000		
				債権放棄 (注7)	1,445,000		
				増資の引受 (注8)	10,920,000		
				利息の受取	129,762	受取利息	129,762
	Astroscale U.S. Inc.	所有 直接100%	資金の貸付 債務保証	債務保証 (注5)	275,090	債務保証損 失引当金 (注5)	275,090
				債務被保証 (注6)	7,000,000	—	—
	Astroscale U.S. Inc.	所有 直接100%	資金の貸付 債務保証	資金の貸付 (注1)	10,247,903	関係会社 長期貸付金 (注2)	35,621,627
				債務被保証 (注6)	2,000,000	—	—

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Astroscale Ltd	所有 直接100%	資金の貸付 株式の取得 資金の借入 債務保証	資金の貸付 (注1)	—	関係会社 長期貸付金 (注2)	1,663,865
				増資の引受 (注3)	3,069,964	—	—
				資金の借入 (注4)	—	関係会社 長期借入金	3,241,296
				利息の計上 (注4)	60,588	関係会社 未払利息	131,072
				債務被保証 (注6)	2,000,000	—	—
	Astroscale France SAS	所有 直接100%	資金の貸付 株式の取得	資金の貸付 (注1)	99,042	関係会社 長期貸付金 (注2)	112,317
				債権放棄 (注9)	551,242		
				増資の引受 (注3)	485,227	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 株式会社アストロスケール、Astroscale U.S. Inc.、Astroscale Ltd及びAstroscale France SASに対する資金の貸付については、市場金利及び貸付先の財政状態を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注2) 関係会社長期貸付金については、流動区分（1年内返済予定分）について2,917,572千円、非流動区分（1年超返済予定分）については26,243,647千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において6,751,289千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
- (注3) 当該増資の引受については、金銭による出資の方法により行っております。
- (注4) Astroscale Ltdからの資金の借入については、市場金利動向等を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注5) 株式会社アストロスケールの金融機関からの借入について、債務保証を付しております。また、取引金額には保証債務の極度額の当事業年度末残高を記載しております。当事業年度末においては、当該借入金の事業年度末残高と同額の債務保証損失引当金を計上しております。
- (注6) 金融機関からの借入について、債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の極度額の当事業年度末残高を記載しております。
- (注7) 当該債権放棄に対し、同額の貸倒引当金を充当しております。
- (注8) 当該増資については、株式会社アストロスケールに対する長期貸付金の現物出資（デット・エクイティ・スワップ、以下「本DES」という）の方法により行っております。なお、当該長期貸付金については、前事業年度末までにその全額に対し貸倒引当金を計上しており、本DESの実行に伴い、当該貸付金に対応する貸倒引当金を取り崩しております。本DESにより取得した株式については、適正な帳簿価額（貸倒引当金控除後の金額）により関係会社株式として計上しております。
- (注9) 当該債権放棄に対し、476,277千円の貸倒引当金を充当しております。また、74,964千円の貸倒損失を計上しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	52円15銭
1株当たり当期純損失	57円43銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株式の発行及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行)

当社は、2026年5月19日開催の取締役会において、ヒューリック株式会社（以下「ヒューリック」という）に対し、第三者割当による新株式の発行を行うこと及び第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という）の発行を行うことを決議し、いずれも、2026年6月5日に払込が完了致しました。

(1) 新株の発行の概要

① 募集方法	第三者割当
② 募集株式の種類及び数	普通株式 2,024,200株
③ 発行価格	1株につき1,729円
④ 発行価格の総額	3,499,841千円
⑤ 資本組入額	1株につき864.5円
⑥ 資本組入額の総額	1,749,920千円
⑦ 割当先	ヒューリック株式会社
⑧ 資金の使途	

当社グループの軌道上サービス事業における、生産設備の拡大、既存設備の維持及び拡充、衛星の製造投資資金及び運転資金として充当する予定です。なお、当社グループの主たる事業運営は当社の連結子会社にて行われているものであるため、連結子会社への投融資を通じて充てる予定であります。

(2) 本新株予約権付社債の発行の概要

① 募集方法	第三者割当
② 発行価額	本社債の額面金額の100%(各本社債の額面金額 407,500千円)
③ 発行価額の総額	16,300,000千円
④ 払込期日	2026年6月5日
⑤ 満期償還	2029年6月5日に社債額面金額の100%で償還する
⑥ 繰上償還	

(a) 130%コールオプションによる繰上償還

2028年6月5日以降、当社普通株式の終値が、30連続取引日のうち任意の20取引日にわたり当

該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、当社は、当該20連続取引日の末日から30日以内に本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）をした上で、残存する本社債（以下、「残存本社債」という。）の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値が発表されない日を含まない。

(b) クリーンアップ条項による繰上償還

本(b)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

(c) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記⑮(a)記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社はその選択により、いつでも、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記⑮(a)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記⑮(a)記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

(d) 組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、本新株予約権付社債の要項に従った承継会社等による新株予約権の交付ができない場合、又は承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して東京における14営業日以上前に通知（かかる通知は取り消すことができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額

の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする（但し、償還日が2029年5月23日（当日を含む。）以降、2029年6月5日（当日を除く。）までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。

「組織再編等」とは、当社の株主総会決議（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議）により（i）当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下、本項において同じ。）、（ii）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転若しくは承継される場合に限る。）、（iii）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転若しくは承継される場合に限る。）、（iv）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下、本項において同じ。）又は（v）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り付けられることとなるものが承認されることをいう。

(e) 上場廃止等による繰上償還

（i）金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下、本項において「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、（ii）当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、（iii）当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書又はその訂正届出書その他（以下、本項において「公開買付届出書等」という。）で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、（iv）公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知（かかる通知は取り消すことができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする（但し、償還日が2029年5月23日（当日を含む。）以降、2029年6月5日（当日を除く。）までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由（下記(f)に定義する。）を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本(e)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該60日間の最終日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知（かかる通知は取り消すことができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還

するものとする。

(f) スクイズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下、本項において「スクイズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイズアウト事由の発生日から14日以内に）通知（かかる通知は取り消すことができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における14営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記(d)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする（但し、償還日が2029年5月23日（当日を含む。）以降、2029年6月5日（当日を除く。）までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。））で繰上償還するものとする。

(g) 当社が上記(a)乃至(f)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない（但し、上記(c)において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。）。また、当社が上記(d)若しくは(f)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(f)(i)乃至(iv)記載の事由が発生した場合には、以後上記(a)乃至(c)に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。また、当社が上記(e)記載の償還義務及び上記(d)又は(f)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記(d)又は(f)の手続が適用されるものとする。

- | | |
|--|--|
| ⑦ 利率 | 本社債には利息は付さない。 |
| ⑧ 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 当社普通株式 7,382,246株
※上記株式数は、当初転換価額で転換された場合における最大交付株式数であります。 |
| ⑨ 本新株予約権の総数 | 40個 |
| ⑩ 本新株予約権の割当日 | 2026年6月5日 |
| ⑪ 本新株予約権の行使に際して払込むべき額 | |
| (a) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。 | |
| (b) 転換価額 | 2,208円 |
| (c) 転換価額の修正 | |
| 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整され | |

る。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数}}{\text{時価}} \times \frac{1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}}{1}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- ⑫ 本新株予約権の行使期間 2026年6月19日から2029年5月22日まで
- ⑬ 本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。
- ⑭ 本社債の担保又は保証 本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。
- ⑮ 財務上の特約

(a) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(b) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、(イ) 外債（以下に定義する。）に関する支払、(ロ) 外債に関する保証に基づく支払又は (ハ) 外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権（以下、本項において「担保権」と総称する。但し、以下に定義する「許可された担保権」を除く。）も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、あらかじめ又は同時に (a) かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を、受託会社の満足する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議（本新株予約権付社債の要項に定義される。）により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合又は (b) その他の担保若しくは保証を、受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「ノンリコース・プロジェクト・ファイナンス」とは、あらゆるプロジェクトの取得、建設又は開発に係る費用の全部又は一部のファイナンスであって、(i) これに関連して当社又は当社の主要子会社が設定する担保権が当該プロジェクトに係る資産のみに限定され、(ii) 当該ファイナンスを提供する者が、融資対象のプロジェクト及び当該プロジェクトから生じる収益

を、貸付金の返済に係る求償権の唯一の原資として限定することに明示的に同意しており、かつ（iii）当該ファイナンスに基づくいかなる者の債務不履行に関しても、当社又は当社の主要子会社に対するその他の求償権が存在しないものをいう。

本項において、「許可された担保権」とは、（i）ノンリコース・プロジェクト・ファイナンスに関連して設定された担保権、及び（ii）証券化（以下に定義する。）に関連して設定された担保権をいう。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券によって表章される現在又は将来の債務のうち、（i）外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建でその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ（ii）日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

本項において、「証券化」とは、既存又は将来の資産及び／又は収益の証券化であって、（i）それに関連して当社又は当社の主要子会社が設定する担保権が、証券化の対象となる資産及び／又は収益のみに限定され、（ii）当該証券化に参加する各当事者が、当該証券化された資産及び／又は収益を、貸付金の返済又はその他の債務の支払いに係る求償権の唯一の原資として限定することに明示的に同意しており、かつ（iii）証券化に基づくいかなる者の債務不履行に関しても、当社又は当社の主要子会社に対するその他の求償権が存在しないものをいう。

- ⑯ 資金使途
- 「第三者割当による新株式の発行及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行（1）新株の発行の概要 ⑧資金の使途」と同様であります。

（資本業務提携及び第三者割当増資による新株式の発行）

当社は、2026年5月19日開催の取締役会において、スカパーJSAT株式会社（以下「スカパーJSAT」という）との間で資本業務提携を行うこと及びスカパーJSATに対して第三者割当による新株式の発行を行うことを決議し、2026年6月5日に払込が完了いたしました。

（1）新株の発行の概要

① 募集方法	第三者割当
② 募集株式の種類及び数	普通株式 462,600株
③ 発行価格	1株につき1,729円
④ 発行価格の総額	799,835千円
⑤ 資本組入額	1株につき864.5円
⑥ 資本組入額の総額	399,917千円

- ⑦ 割当先 スカパーJSAT株式会社
「第三者割当による新株式の発行及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行 (1)新株の発行の概要 ⑧資金の使途」と同様であります。
- ⑧ 資金の使途

(2) 本資本業務提携の目的及び理由

本資本業務提携は、両社の持つリソース、ノウハウを結集し、軌道上サービス分野等における事業の強化、拡大ならびに新規事業創出を推進することを目的とするものであります。当社グループの軌道上サービス技術とスカパーJSATの豊富な運用経験を組み合わせることで、宇宙経済を牽引する、スケラブルかつ商業的に成立するソリューションの実現を期待しており、今回の出資は、世界的な宇宙企業間の協力関係を構築する重要な一歩と位置付けております。軌道上サービス分野における事業機会の創出を目的とした戦略的パートナーシップの一環として、海外子会社間の連携等も含めた協業の検討を推進いたします。

(海外一般募集による2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行)

当社は、2026年5月19日開催の取締役会において、海外一般募集による2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という）の発行を行うことを決議し、2026年6月5日に払込が完了致しました。

本新株予約権付社債の発行の概要

- ① 募集方法 Morgan Stanley & Co. International plcをアクティブ・ブックランナー兼共同主幹事引受会社、Mizuho International plcをパッシブ・ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社\の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集
- ② 発行価額 本社債の額面金額の100%(各本社債の額面金額 10,000千円)
- ③ 発行価額の総額 10,000,000千円
- ④ 払込期日 2026年6月5日
- ⑤ 満期償還 2029年6月5日に社債額面金額の100%で償還する
- ⑥ 繰上償還 「第三者割当による新株式の発行及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行 (2) 本新株予約権付社債の発行の概要 ⑥繰上償還」と同様であります。
- ⑦ 利率 本社債には利息は付さない
当社普通株式 4,528,985株
- ⑧ 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 ※上記株式数は、当初転換価額で転換された場合における最大交付株式数であります。

- ⑨ 本新株予約権の総数 1,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数
- ⑩ 本新株予約権の割当日 2026年6月5日
- ⑪ 本新株予約権の行使に際して払込むべき額

- (a) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- (b) 転換価額 2,208円
- (c) 転換価額の修正

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & & & & & \\ \text{転換価額} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行} & + & \frac{\text{発行又は} & \times & \text{1株当たりの} \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} & & \text{株式数} & & \text{処分株式数} & & \text{払込金額} \\ & & & & & & \text{時価} & & \\ & & & & & & \text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数} \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- ⑫ 本新株予約権の行使期間 2026年6月19日から2029年5月22日まで
- ⑬ 本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。
- ⑭ 本社債の担保又は保証 本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。
- ⑮ 財務上の特約 「第三者割当による新株式の発行及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行（2）本新株予約権付社債の発行の概要 ⑮財務上の特約」と同様であります。
- ⑯ 資金使途 「第三者割当による新株式の発行及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行（1）新株の発行の概要 ⑧資金の使途」と同様であります。

（注）本計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。